

# 令和6年度認知症介護指導者養成研修受講者募集要項

## 1 趣旨

県等が実施する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修等の企画・立案に参画し、研修講師、演習補助等として従事するとともに、介護保険施設・事業所等における認知症介護の質の向上、及び地域資源の連携体制構築の推進等を担う人材を養成するため、認知症介護研究・研修大府センターが実施する認知症介護指導者養成研修の受講予定者として、県が推薦する者を募集する。

## 2 受講者について

受講者は、以下の(1)の①から⑥までのすべての要件を満たし、かつ、受講者が属する事業者(法人)が、(2)の①及び②を満たす者とする。

### (1) 受講者の要件

- ① 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者。
- ② 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設又は地域包括支援センターのいずれかに現に従事し、5年以上の介護実務経験を有する者
- ③ 認知症介護実践リーダー研修の修了者又は旧痴呆介護実務者研修(専門課程)の修了者
- ④ 県等が実施する認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修等の企画・立案に参画し、又は講師役、演習補助等として、他の認知症介護指導者と協調性を保ちながら、継続的に当該研修の運営に協力できる者
- ⑤ 地域包括ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

※ 本研修は、一部オンラインによる同時双方向の研修を実施する。そのため、研修受講に際しては、自施設・事業所等でWEB研修受講の環境を整えることを前提とする。

### (2) 受講者が属する事業者の要件

- ① 法人の所在地が富山県内であること
- ② 県等が実施する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修等の運営に、受講者が適切に協力できるよう、事業者として適切に支援できること。

## 3 認知症介護指導者養成研修について

### (1) 研修場所

社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター  
〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目 294 番地

## (2) 研修日程

### <第1回>

- ① センター前期研修 令和6年7月1日(月)～令和6年7月12日(金)
- ② 職場研修 (オンラインによる同時双方向の研修を含む)  
令和6年7月15日(月)～令和6年8月30日(金)
- ③ センター後期研修 令和6年9月2日(月)～令和6年9月6日(金)

### <第2回>

- ① センター前期研修 令和6年12月2日(月)～令和6年12月13日(金)
- ② 職場研修 (オンラインによる同時双方向の研修を含む)  
令和6年12月16日(月)～令和7年1月31日(金)
- ③ センター後期研修 令和7年2月3日(月)～令和7年2月7日(金)

## (3) 受講料等

研修修了者の受講料は県にて負担することとし、研修派遣に係る旅費等については、県が補助することとする。(予定)

なお、研修派遣に係る旅費等の補助については、受講決定後、個別に案内する。

## 4 推薦決定について

### (1) 推薦者数

3名(予定)

### (2) 推薦決定の方法

書面審査のうえ(場合によっては面談を実施)、下記期日までに書面にて推薦決定する。

第1回: 令和6年4月5日(金)

第2回: 令和6年5月10日(金)

## 5 申込手続きについて

申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を作成のうえ、各申込期限までに、下記あてに郵送してください。

### 【申込期限(必着)】

第1回: 令和6年3月22日(金)

第2回: 令和6年4月26日(金)

### 【送付先】

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県庁厚生部高齢福祉課地域包括ケア推進班

TEL: 076-444-3205

なお、推薦決定後、別に認知症介護研究・研修大府センターが定める受講申込書及び実践事例報告(3,000字程度)の提出を求めます。

## 6 研修修了後にご協力いただきたい事項

- (1) (受講者に対して) 認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修等に係る講師及び演習補助
- (2) (受講者及び事業者に対して) 県内全域の認知症介護サービスの充実を図るための県事業等への協力、支援等

## 7 留意事項

- (1) 本募集は、県等が実施する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修等を運営するための人材、並びに地域包括ケアの推進役を担う人材を養成するために実施します。
- (2) 本事業は、受講者が県事業等へ協力するにあたり事業者として適切に支援するという誓約を前提に、受講を希望する個人ではなく、事業者が、本要項の要件を満たす適任者を応募いただくものであることに留意してください。このため、受講者本人の受講意欲や県事業等への協力等について、事業者としても適切な支援等に関する応分の義務が生じることに留意してください。